

基本報酬に係る回数制の導入における考え方については次のとおりです。

なお、同内容の質問については集約して回答しています。

【包括支援センター・ケアマネージャーの方】

No.	質問項目	回答
1	事業所が回数払いは行わず、従来どおり月額報酬のみとすることは可能か。	「月額報酬のみ」、「回数払い及び月額報酬」または「回数払いのみ」の選択は事業所が行うため、従来どおり月額報酬のみとすることは可能です。
2	ケアマネージャーが利用者に対して、回数払いと月額報酬の2種類がある旨を説明する必要があるか。	事業所が設定する報酬額により説明を行ってください。 例えば、従来の月額報酬に加え回数払いを実施する事業所を利用する場合、月額報酬と回数払い両方の説明が必要です。 また、月額報酬のみを選択する事業所を利用する場合、利用者に対して回数払いの説明は必要ありません。
3	回数払いを選択した場合、例えば、要支援1の利用者が月に3回のケアプランにおいて実際は2回の利用であった際の請求方法はどのようになるのか。	ケアプランにおいて回数払いを選択した場合は、利用者が当月に実際に利用した回数により請求してください。